

**第2次長瀨町エコチャレンジ・プラン**  
**長瀨町地球温暖化対策実行計画(事務事業編)**

令和6年4月

埼玉県長瀨町

# 目 次

第1章	計画見直しの趣旨	1
第2章	計画の基本事項	1
1	目的	1
2	計画の位置付け	1
3	計画期間と基準年度	2
4	計画の対象範囲	2
5	対象とする温室効果ガス	2
第3章	温室効果ガスの排出状況と削減目標	3
1	基準年度における二酸化炭素排出量	3
2	要因別排出状況	3
3	削減目標	3
第4章	目標達成に向けた取組	4
1	職員共通の取組	4
2	庁舎・施設管理等の取組	7
3	吸収作用の保全に関する取組	8
第5章	計画の進行管理	9
1	推進体制	9
2	進行管理の仕組み	10

# 第1章 計画見直しの趣旨

地球温暖化問題は、その予想される影響の大きさや深刻さから見て、人類の生存基盤に関わる最も重要な環境問題の一つとされています。すでに世界的にも平均気温の上昇、雪氷の融解、海面水位の上昇のほか、暴風、台風等による被害、農作物や生態系への影響等も観測されています。

長瀬町では、地球温暖化対策の推進に関する法律に基づき、庁内の省エネ・省資源、廃棄物の減量化などに関わる取組を推進し、温室効果ガス排出量を削減することを目的に、平成26年度に「長瀬町地球温暖化対策実行計画（事務事業編）（略称「長瀬町エコチャレンジ・プラン」という）を策定し、地球温暖化対策に取り組んでいるところです。

また、令和4年12月に同一の地域特性を持つちちぶ圏域において、自然環境の保全や地球温暖化等の環境問題に対し、広域的な環境施策を総合的かつ計画的に推進するため、当町ほか1市3町で「第2次ちちぶ地球温暖化対策実行計画（区域施策編）」を内包した「第2次ちちぶ環境基本計画」を共同策定しました。

令和6年3月には、地球温暖化の深刻化や、脱炭素社会の実現に向けた動きが加速し、国・県が温室効果ガス削減目標を引き上げたことを踏まえ、当町においても更なる温室効果ガス削減のため計画を見直し、「第2次長瀬町地球温暖化対策実行計画（事務事業編）（略称「第2次長瀬町エコチャレンジ・プラン」という）」を新たに策定します。

# 第2章 計画の基本事項

## 1. 目的

長瀬町が実施している事務及び事業に関し、省エネルギー、省資源、廃棄物の減量化等の取組みを推進し、温室効果ガスの排出量を削減することを目的とするものです。

## 2. 計画の位置付け

本計画は、地球温暖化対策の推進に関する法律第21条において義務づけられた、地方公共団体実行計画です。

## 3. 計画期間と基準年度

計画期間 2024年度（令和6年度）～2030年度（令和12年度）（7年間）  
基準年度 2013年度（平成25年度）

## 4. 計画の対象範囲

この計画の対象範囲は、当町の行政事務及び事業とし、出先機関等を含めたすべての組織及び施設を対象とします。指定管理者制度を導入している施設においても、受託者に対し、可能な限り本計画に沿った取り組みを実施するよう要請します。

対象施設は、次に示すとおりとする。

施設名
長瀬町役場庁舎
長瀬町保健センター
ひのくち館
多世代ふれ愛ベース長瀬
長瀬町消防団詰所（7）
長瀬町観光トイレ（8）
長瀬町公園トイレ（3）
長瀬町中央公民館
長瀬町学校給食センター
郷土資料館・旧新井家住宅
長瀬第一小学校
長瀬中学校

## 5. 対象とする温室効果ガス

地球温暖化対策推進法第2条第3項で規定されている温室効果ガスのうち、排出量の多くを占めている二酸化炭素（CO<sub>2</sub>）を対象とします。

# 第3章 温室効果ガスの排出状況と削減目標

## 1. 基準年度における二酸化炭素排出量

長瀬町の事務・事業における基準年度の二酸化炭素排出量は、459,000kg-CO<sub>2</sub>です。

## 2. 要因別排出状況

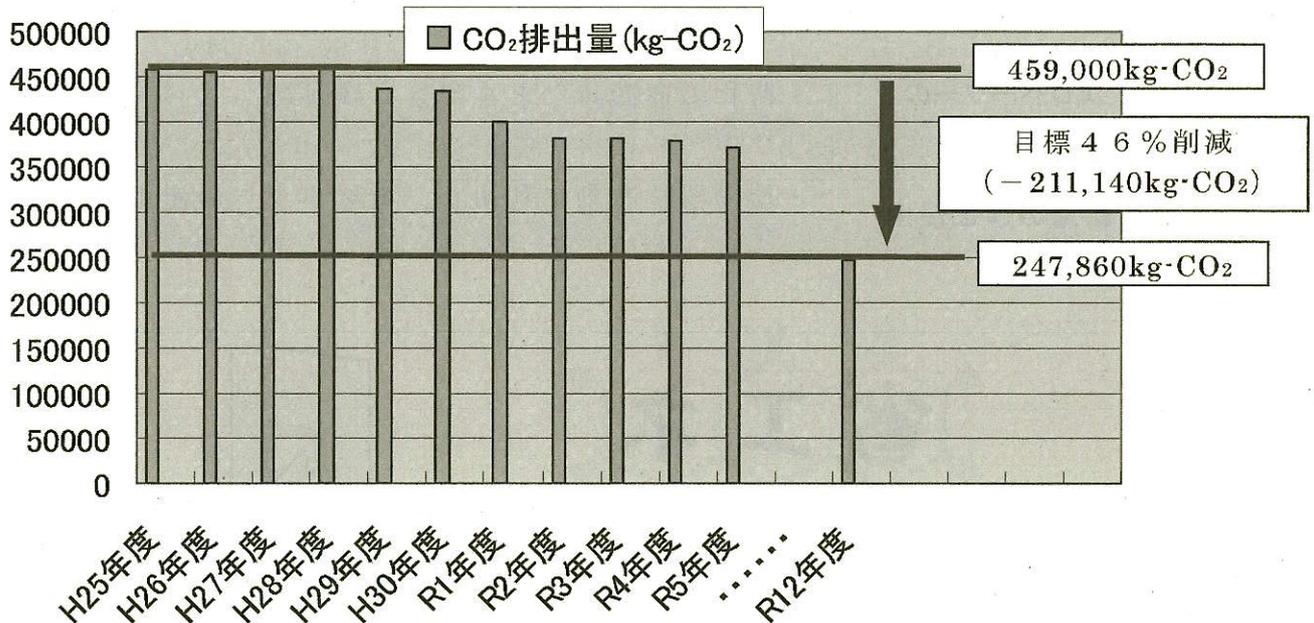
基準年度の二酸化炭素排出量を排出要因別に見ると、他人から供給される電気の使用に伴って排出される二酸化炭素が全体の82.5%を占め、燃料（ガソリン・軽油・灯油）の使用が17.5%となっている。

基準年度の温室効果ガス総排出量

エネルギー使用		単位	使用量	CO <sub>2</sub> 排出量 (kg-CO <sub>2</sub> )	CO <sub>2</sub> 排出量 の内訳
施設の 燃料使用	灯油	L	14,381.6	35,800	7.8%
	LP ガス	kg	7,498.4	22,500	4.9%
電気の使用		kWh	687,219.3	378,700	82.5%
公用車の 燃料使用	ガソリン	L	7,733.2	17,900	3.9%
	軽油	L	1,585.4	4,100	0.9%
合計				459,000	100.0%

## 3. 削減目標

基準年度と比較して、令和12年度までに二酸化炭素排出量の46%の削減を目指します。



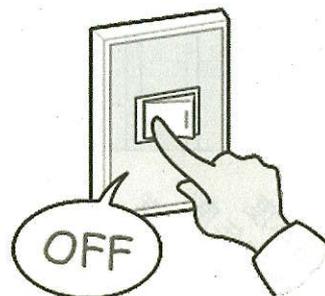
## 第4章 目標達成に向けた取組

### 1. 職員共通の取組

日々の事務・事業を遂行していく中で、職員一人一人が地球温暖化対策を意識して行動することが目標達成のためには必要不可欠であるため、職員一丸となって下記の取組を推進します。

#### 【省エネルギーの推進】

取組項目	取組内容
照明の適正使用	・ 不要な照明はこまめに消す。
	・ オフィス内の照明は在室ゾーンのみ点灯する。
	・ 昼休み中は来客スペースを除き、消灯を行う。
	・ 省エネに配慮し、共有スペースの照明は部分消灯とする。
	・ 業務に支障のない範囲で窓際消灯を実施する。
OA機器(パソコン、コピー機、プリンタ、など)の適正使用	・ 長時間使用しない場合は、電気製品のプラグをコンセントから抜く、または省エネモードにする。
空調の適正使用	・ 扉や窓の開閉により空調の使用を控える。
	・ 気候に合った服装(クールビズ・ウォームビズなど)を心がける。
	・ 空調のコントロールがきめ細かく出来る庁舎は、冷暖房の適切な調整に努める。
エレベーターの適正使用	・ 荷物の運搬時などを除き、職員はエレベーターの使用を控える。
給湯の適正使用	・ 給湯器を有効に利用し、電気ポットの使用をなるべく控える。



## 【省資源の推進】

取組項目	取組内容
用紙の適正使用	・両面コピー、裏面利用を徹底する。
	・パソコン画面で確認できるものは印刷しない。
	・資料の共有化を図る。会議資料は簡略化するとともに、予備は必要最小限にする。
	・コピー機使用後は必ずリセットし、ミスコピーを防ぐ。
	・内部・外部連絡などは、できる限り口頭や回覧、電子メールや庁内情報システムを利用する。
用紙の再利用	・個人情報や機密情報などが記載されていない紙については、原則として全てメモ紙として使用するか、裏面利用を行う。
上水の適正使用	・食器類はまとめて一度に洗う。洗う時は水を流しっぱなしにしない。
ごみの減量	・職場のごみ箱を削減し、不用意な紙の廃棄を減らす。
	・シュレッダーの使用を必要最小限にする。
	・使い捨て製品（紙コップ、紙皿、弁当容器など）の使用や購入を削減するなど、会議・イベント時などのごみ削減に努める。
	・封筒、ファイルなどを繰り返し使用する。
	・資料配布の際、封筒の使用は最小限にする。
リサイクルの推進	・排出されたごみは、分別を徹底し、資源化を図る。
	・ごみの分別方法について統一した決まりを設けるとともに、職員全員に周知を行う。
	・プリンタのトナーカートリッジの回収とリサイクルを進める。



### 【公用車の適正使用の推進】

取組項目	取組内容
エコドライブの推進	・発進時はゆとりを持って加速する。
	・アイドリングストップを心がける。
	・加減速の少ない運転を心がける。
	・早めのアクセルオフを行う。
	・運転日誌の記入を徹底する（走行距離、燃料使用量を把握する）。
	・事前にルートプランを立て、計画的な運行を行う。
公用車の適正配置、効率利用の推進	・公用車の使用状況を把握し、適正配置、台数見直しを行う。
	・電動車を優先的に利用できるような情報の提供を行う。
公用車以外の交通手段の利用	・近距離移動時(1km以内を目安)はできるだけ徒歩、もしくは自転車を利用する。

### 【グリーン購入の推進】

取組項目	取組内容
グリーン購入の推進	・グリーン購入が促進されるよう、各種啓発を行う。
印刷物の適正購入・発注	・印刷物を購入及び外部発注する場合の部数を必要最小限にする。
事務用品の再使用・長期使用	・ファイル、バインダーなどの事務用品は再使用、長期使用する。
	・物品などの管理を徹底し、無駄な購入を行わない。
事務機器、OA機器、その他電気機器の適正購入・適正使用	・机などの事務機器の不具合や電気機器などの故障時には修繕に努め、長期使用を図る。

## 2. 庁舎・施設管理等の取組

庁舎や施設の設備機器の買替の際に、温室効果ガス排出量の少ない設備機器に更新することや再生可能エネルギーを導入することで最も大きな効果を発揮しますが、当該設備機器の日常的な保守・点検や運転制御、補修・改修工事の際の工夫でも、大きな効果を得ることができます。庁舎・施設管理職員等は次の取組を推進します。

### 【庁舎設備機器等の保守・点検の徹底】

取組項目	取組内容
照明設備	・ 照明等の定期的な清掃・交換を実施する。
空調・換気設備	・ 空調フィルターの清掃・点検を実施する。 ・ 換気フィルターの清掃・点検を実施する。
熱源設備	・ 中央熱源機器類の定期点検を実施する。
動力設備	・ 動力伝達部の定期的な点検を実施する。 ・ 空気系統のエア漏れを補修する。

### 【庁舎設備機器等の運転の工夫や管理の徹底】

取組項目	取組内容
照明設備	・ 日本産業規格に準じた照度に設定する。 ・ 施設内照明のスケジュール点灯を実施する。 ・ 外灯等の点灯時間の季節別管理を行う。 ・ 照明点灯範囲を細分化する。
空調・換気設備	・ 外気取り入れ量の適正化を図る。 ・ 中間期における外気冷房を実施する。 ・ 間欠運転を実施する。 ・ 冷温水発生器・ボイラーの空気比を改善する。 ・ 冷温水発生器の冷水出口温度を緩和する(中間期)。 ・ 省エネVベルトの使用による効率化を図る。 ・ 全熱交換型換気扇を適切に運用する。 ・ 空調の冷温水配管の保温を実施する。
給湯設備	・ 給湯の温水配管の保温を実施する。
その他	・ 受電点力率を改善する。 ・ デマンドの管理を行う(ピーク電力の削減)。

## 【庁舎設備機器等の更新・改修工事の際の留意点】

取組項目	取組内容
照明設備	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ LED 蛍光灯を採用する。</li> <li>・ 人感センサを採用する。</li> </ul>
空調設備	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 高効率タイプの空調設備を採用する。</li> <li>・ ポンプ・ファンをインバータ制御とする。</li> </ul>
給湯設備	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 換気弁・配管等の断熱を強化する。</li> <li>・ 節水コマ・節水器具を設置する。</li> </ul>
自動販売機	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 省エネタイプ自動販売機へ切り替える。</li> </ul>
公用車	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 代替可能な電動車がない場合等を除き、積極的に電動車を採用する。</li> </ul>
再生可能エネルギー	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 太陽光等の再生可能エネルギーの導入を検討する。</li> </ul>
その他	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 効率的かつ継続的な省エネルギー対策の検討・立案に努める。</li> <li>・ 町有施設の新築・改築や大規模改修時に当たり、ZEB<sup>*</sup>化やBEMS<sup>*</sup>の導入等を検討する。</li> </ul>

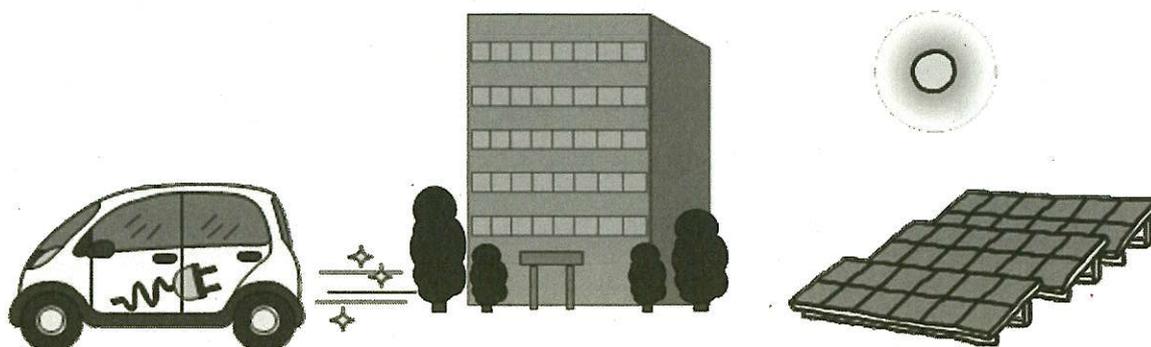
※ZEB(ゼブ)とは、ネット・ゼロ・エネルギー・ビルの略称で、快適な室内環境を実現しながら、建物で消費する年間の一次エネルギーの収支をゼロにすることを目指した建築物のこと。

※BEMS(ベムス)とは、ビル・エネルギー・マネジメント・システムの略称で、施設全体のエネルギー使用量を一元管理・分析し、自動制御により室内環境とエネルギー性能を最適化した運転ができるシステムのこと。

### 3. 吸収作用の保全に関する取組

新たな吸収源として、二酸化炭素の吸収作用を持つ植物を保全することにより、大気中の二酸化炭素量の削減を目指します。

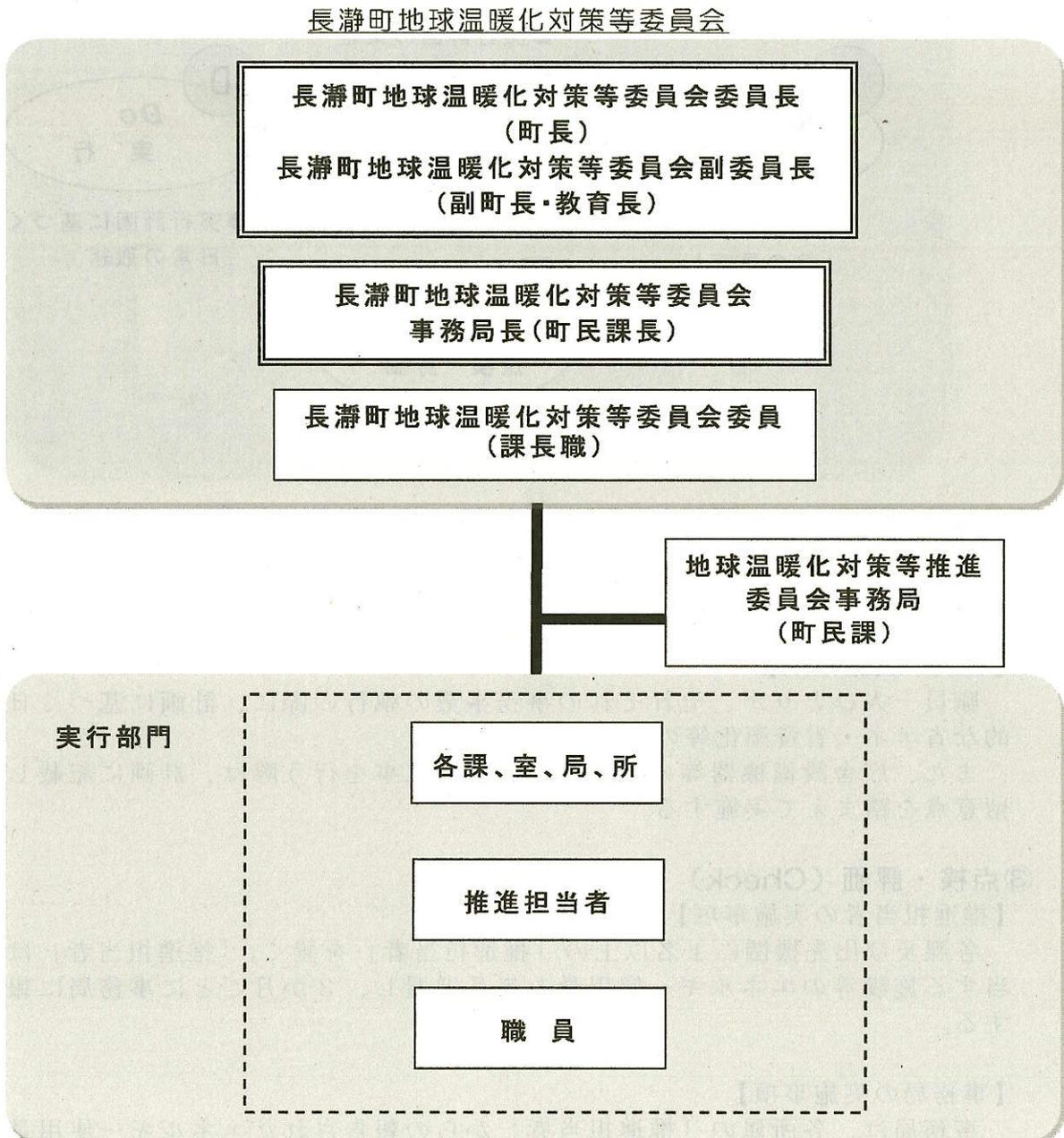
取組項目	取組内容
森林整備	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 計画的な伐採・植栽・保育等を実施し、森林の循環利用を推進する。</li> </ul>
緑化活動	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ グリーンカーテンや花壇等の整備を行う。</li> <li>・ 街路樹や公園の植栽を適切に管理する。</li> </ul>



# 第5章 計画の進行管理

## 1. 推進体制

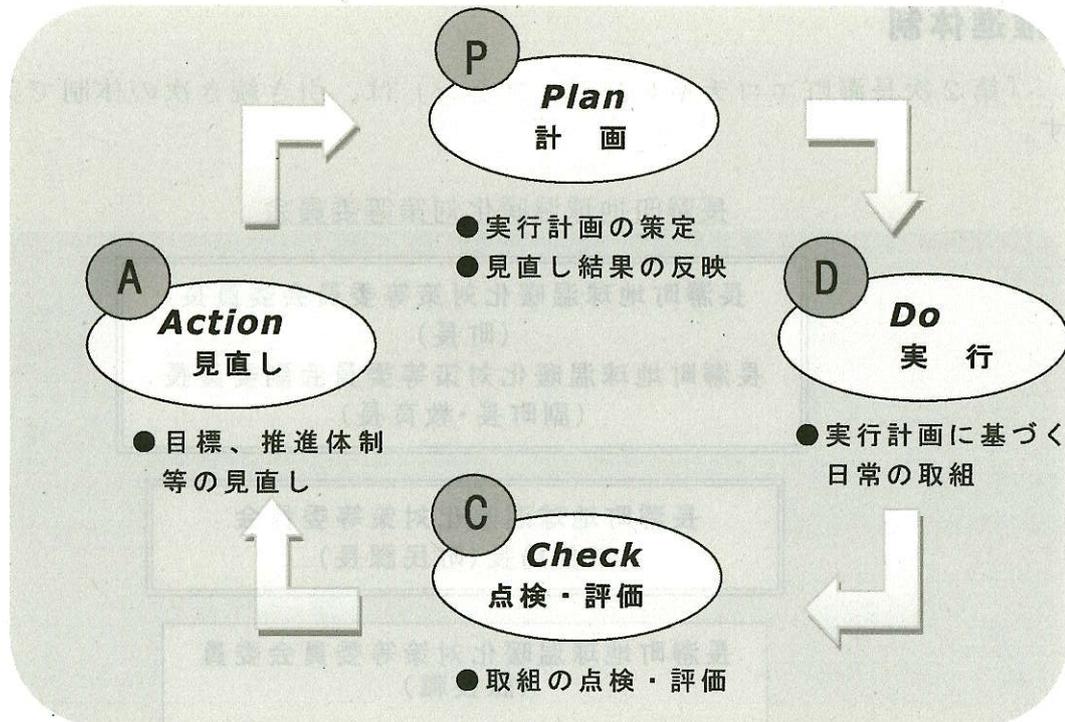
「第2次長瀬町エコチャレンジ・プラン」は、引き続き次の体制で実施します。



## 2. 進行管理の仕組み

「第2次長瀬町エコチャレンジ・プラン」の仕組みは次のとおりです。

進行管理の仕組み図



### ①計画 (Plan)

「実行計画の策定」と「見直し結果の反映」を行う。

### ②実行 (Do)

#### 【職員の実施事項】

職員一人ひとりが、それぞれの事務事業の執行の際に、計画に基づく日常的な省エネ・省資源化等の取組を実施する。

また、庁舎設備機器等の更新及び改修等工事を行う際は、計画に記載した留意点を踏まえて実施する。

### ③点検・評価 (Check)

#### 【推進担当者の実施事項】

各課及び出先機関に1名以上の「推進担当者」を置く。「推進担当者」は担当する施設等のエネルギー使用量を毎月把握し、3か月ごとに事務局に報告する。

#### 【事務局の実施事項】

事務局は、各所属の「推進担当者」からの報告されたエネルギー使用量を取りまとめ、長瀬町の事務事業全体のエネルギー使用量及び二酸化炭素排出量を算定後、年1回、長瀬町地球温暖化対策等委員会に報告する。

#### ④見直し (Action)

##### 【長瀬町地球温暖化対策等推進委員会の実施事項】

委員長は、事務局からの報告を踏まえて、計画の進捗状況及び温室効果ガス削減目標値の達成状況を確認し、温室効果ガス削減対策等について検討し、関係各課等に必要な指示を行う。

#### ⑤実績の公表

計画の進捗状況や取組の成果及び直近年度の二酸化炭素総排出量については、町広報誌やホームページなどにより公表する。

## 第2次長瀨町エコチャレンジ・プラン

第2次長瀨町地球温暖化対策実行計画（事務事業編）

令和6年4月

■発行 埼玉県長瀨町

編集 町民課環境衛生担当

〒369-1392 埼玉県長瀨町大字本野上 1035-1

TEL : 0494-66-3111（代表）

FAX : 0494-66-3564

E-mail : [choumin@town.nagatoro.saitama.jp](mailto:choumin@town.nagatoro.saitama.jp)